

令和7年度交野市下水道事業経営戦略改定業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本要求事項は、交野市（以下「発注者」という。）が、受注者（以下「受注者」という。）へ委託する「令和7年度交野市下水道事業経営戦略改定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、交野市下水道事業における保有資産の更新需要や人口減少に伴う使用料収入の減少等、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、中長期的な視点に立って将来を見据えた事業の健全な継続経営を図るため、経営戦略を改定することを目的とする。

(準拠する法令、規則等)

第3条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本要求事項によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠するものとする。

- (1) 地方公営企業法
- (2) 地方公営企業法施行令
- (3) 地方公営企業法施行規則
- (4) 地方公営企業資産再評価規則
- (5) 交野市財務規則
- (6) 交野市契約規則
- (7) 地方公営企業繰出基準及び同運用通達
- (8) 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日策定）
- (9) 経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月25日改定）
- (10) 経営戦略の策定に関するQ&A（令和4年1月25日更新）
- (11) 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号 総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）

(業務の執行体制)

第4条 本業務の執行体制は、本業務の特質を考慮して、業務に係る専門的知識と経験を有する者によって構成するものとする。また、以下の実務経験を有する体制で業務を行い、迅速かつ円滑な業務の進捗を図るため、管理技術者が発注者とのすべての協議（メール・電話

による対応を含む)に直接参加するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、発注者は、受注者に対し担当者の変更を求めることができる。

- (1) 受注者において選任する管理技術者は、下水道事業の地方公営企業法適用に係る資産調査及び評価業務、法適用移行支援業務、経費回収率の向上に向けたロードマップの策定業務、水道料金又は下水道使用料の改定支援業務並びに経営戦略策定業務の実績を有する者とし、公認会計士の資格取得者を配置するものとする。
- (2) 本業務にあたる照査技術者は、本業務の品質確保のための技術上の照査を行わなければならないものとする。
- (3) 照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできないものとする。

(疑義)

第5条 本業務についての疑義又は定めのない事項については、発注者と受注者が事前に協議し、発注者の決定に従わなければならないものとする。

(業務実施計画)

第6条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる書類を業務着手前に発注者に提出し、当該書類の内容について発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等選任届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) その他発注者が提出を求める書類

(工程管理)

第7条 受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務実施変更計画書」を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

(資料の貸与及び保管)

第8条 本業務において発注者から貸与される資料について、受注者は、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第9条 受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

(損害賠償)

第10条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受注者は、所要の措置を講じるとともに、発注者に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 前項において生じた損害は、受注者の責任において解決するものとする。

(打ち合わせ及び報告)

第11条 受注者は、本業務の実施前及び実施中におけるすべての業務打合せにあたっては、管理技術者を出席させ、発注者と十分に協議するものとする。

2 発注者からのメール・電話の連絡窓口は監理技術者が直接担うものとする。

3 本業務の実施にあたり、受注者は、進捗状況を随時発注者に報告するものとする。

(検査)

第12条 受注者は、本業務の工程ごと及び業務完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者から要求事項の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって、業務が完了したものとする。ただし、業務完了後であっても成果品に不適合が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において必要な処理を行うものとする。

(委託料の支払い)

第13条 発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は、受注者は、委託契約書で定める委託料の支払いを請求することができる。

(折衝)

第14条 受注者は、本業務の実施にあたり、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(費用負担)

第15条 本業務に係る必要な費用は、本要求事項に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(契約変更)

第16条 本業務において、本要求事項の内容に変更が生じた場合は、直ちに受注者は、発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務の成果品及び業務履行上に発生した資料は全て発注者に帰属するものと

し、発注者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

(履行期間)

第18条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月16日までとする。

(納入場所)

第19条 本業務の成果品の納入場所は、交野市下水道課とする。

第2章 業務概要

(業務事業)

第20条 本業務の対象事業は下記の通りとする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 公共下水道事業 | 1式 |
|-------------|----|

(業務概要)

第21条 本業務の業務概要は下記の通りとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 計画準備 | 1式 |
| (2) 資料収集整理 | 1式 |
| (3) 下水道事業の概要整理 | 1式 |
| (4) 将来の事業環境の予測 | 1式 |
| (5) 経営の基本方針等の検討 | 1式 |
| (6) 投資試算の取りまとめ | 1式 |
| (7) 財源試算の取りまとめ | 1式 |
| (8) 投資以外の経費の試算 | 1式 |
| (9) 投資・財源計画の策定 | 1式 |
| (10) 経営戦略(案)の作成 | 1式 |
| (11) 下水道使用料の改定の方針検討 | 1式 |
| (12) 業務報告書の作成 | 1式 |

第3章 下水道経営戦略改定

(計画準備)

第22条 受注者は、本業務の目的、仕様、貸与資料の性質及び準拠法令等を把握した上で、十分な計画準備を行うものとする。なお、業務実施計画書及び業務実施工程表を提出し、発

注者の承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

(資料収集整理)

第23条 受注者は、業務実施に必要な基礎的資料を収集し、資料の内容把握及び整理を行うものとする。なお、これらの整理に必要な資料については、発注者が貸与する。

(下水道事業の概要整理)

第24条 下水道事業経営の健全性及び効率性、保有する施設の規模及び能力や老朽化・耐震化の状況等、事業経営全般（料金体系及び組織の現況、経営健全化に対する取組等）の現状を把握、整理する。

(将来の事業環境の予測)

第25条 将来の人口推移及び処理区内人口等推移から有収水量を予測し、使用料収入や施設の将来見通しを行う。

(経営の基本方針等の検討)

第26条 将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営方針及び取組について、発注者へのヒアリングを行い、発注者が考える経営の基本方針及び取組について検討する。

(投資試算の取りまとめ)

第27条 投資試算の取りまとめは、下記の通り施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画を作成する。

(1) 施設及び設備の現状把握

下水道施設及び設備の現状を適切に把握する。

(2) 将来の需要予測の整理

下水道施設・設備の現状把握・分析、地域の現状と将来の見通しを踏まえ、今後必要となる政策、施策及び実施時期等を取りまとめ、将来の新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。

(3) 目標設定

下水道事業の現状、下水道施設及び設備の現状、将来の需要予測の整理で行った推計や経営状況等を踏まえ、将来に必要な住民サービスを維持するために、投資の目標を設定し、目標達成に要する計画期間内の投資規模を把握する。

(4) 投資試算の取りまとめ

受託者のストックマネジメント計画、実施計画及び耐震化計画に基づき、財源や地域の現状・将来像等を踏まえた投資の優先順位付けや平準化による合理的な投資の内

容及び費用等の見直しを取りまとめる。
将来推移については発注者より計画の提供を受ける。

（財源試算の取りまとめ）

第28条 財源試算の取りまとめは、下記の通り財源の見直しを試算した計画を作成する。

(1) 現状の財務分析

財源試算を取りまとめる前提として、現在の財務状況の把握・分析を行う。

(2) 一般会計繰入金の試算

地方公営企業繰出基準及び同運用通達並びに受託者独自の繰入金の積算方法を十分に理解した上で、概ね30年間の一般会計繰入金の試算を行う。

(3) 資本費平準化債発行額の試算

資本費平準化債発行可能額について受託者に概ね30年間の試算額を提示し、望ましい起債額を検討する。

(4) 財源の目標設定

財政負担を踏まえた上で、財源の目標設定を検討する。

(5) 財源試算の取りまとめ

予測を踏まえ、財源ごとの額の見通しについて、財源試算として取りまとめる。
将来推移については発注者より計画の提供を受ける。

（投資以外の経費の試算）

第29条 投資外の経費（委託費、修繕費、動力費、人件費等）の予測を行う。なお、将来の投資以外の経費の予測は可能な限り長期間にわたって行うものとする（30年）。

（投資・財政計画の作成）

第30条 投資・財政計画は、投資試算と財源試算の整合性を検証した上で、「投資試算」と「財源試算」について、投資以外の経費を含めた上で、財源制約による投資試算との調整等により、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を作成する。経営戦略に掲載する投資・財政計画の期間は、10年間とするが、その根拠となる将来の投資・財政計画に係る試算については、参考資料として30年間の期間のものを作成する。

（経営戦略（案）の作成）

第31条 前条まで整理した事項をまとめた経営戦略（案）を作成し、発注者に提出する。なお、経営戦略の様式や構成は従前の「交野市下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）」及び水道事業における経営戦略の様式等を参考に受託者と協議の上、決定する。また、発注者が実施するパブリックコメントの支援として、経営戦略の概要版を作成する。

(業務報告書の作成)

第32条 業務報告書の作成は、前条までの作業内容と取りまとめた業務報告書を作成する。

(下水道使用料の改定の方針検討)

第33条 前条まで整理した事項をもとに受託者における今後の下水道使用料の改定について、その考え方や必要となる改定率、改定の時期・方法等を提示し、市内部の審議会等への参考資料を作成する。

第4章 成果品

(成果品)

第33条 本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、様式等は発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 交野市下水道事業経営戦略(案) | 電子メールにより提出 |
| (2) 交野市下水道事業経営戦略(案)概要版 | 電子メールにより提出 |
| (3) 電子データ(電子メールにより提出) | 1式 |
| ・直接印刷可能な解像度の完成形データ(PDF等) | |
| ・編集可能なデータ(Word等) | |
| ・業務の過程で作成したデータ(投資・財政計画/Excel等) | |
| (4) 打合せ記録簿 | 1式 |